

## 各施設の最大使用人数の目安について

「城島総合文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（インガットホール、イベントホール）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

### 記

#### 新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名	ア 大声での歓声・声援等をしていない使用	イ 大声での歓声・声援等が想定される使用
インガットホール	598人	266人
イベントホール	70人	35人

※インガットホールは親子室を除く席数。

※食事を伴う催事はアとして取り扱わない。

附 則（令和2年9月19日2城文第1084号）

- 1 令和2年9月19日以降の施設使用から適用する。

附 則（令和3年1月14日2城文第1965号）

- 1 この基準は、令和3年1月14日から施行する。
- 2 この基準は、「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」（令和2年9月19日2城文第1084号）及び「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」（令和2年9月19日2城文第1085号）に関わらず、令和3年1月16日以降の施設利用から適用する。

附 則（令和3年3月1日2城文第2370号）

- 1 令和3年3月1日以降の施設使用から適用する。

附 則（令和3年3月22日2城文第2598号）

- 1 令和3年3月22日以降の施設使用から適用する。

#### <参考1> ア、イに該当する使用例

アに該当する使用例	コンサート（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇等（ミュージカル、現代演劇等）、舞踊（バレエ等）、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）、演芸（落語、漫才等）、公演・式典（講演会、ワークショップ、成人式等）、展示会など
イに該当する使用例	コンサート（ロック、ポップ等）、スポーツ観戦、キャラクターショーなど

※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡『各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例』より抜粋